

令和 8 年 7 月 31 日
青森市総務部人事課長

懲戒処分について

本市職員を地方公務員法第 29 条第 1 項の規定により懲戒処分としたので、別紙のとおりお知らせします。

別紙

1 欠勤について

(1) 事案の概要

令和8年5月7日（木）から7月30日（木）までの期間において、正当な理由なく46日3時間欠勤（うち無断欠勤は22日）したものを。

(2) 被処分者及び処分量定

福祉部生活福祉二課 主任 相坂 啓太（27歳） 免職

【量定判断要素】

- ・欠勤が懲戒処分の対象となる行為であり、慎むべき行為であると再三にわたり注意したにもかかわらず、正当な理由なく欠勤を続けたこと。
- ・病気休職中に医師2名から復職可能と判断され、本人も復職の意思を示しているながら、復職開始日から休暇と欠勤を続け勤務実績がないこと。
- ・一連の言動が極めて不誠実であること。

(3) 処分日

令和8年7月31日